

○岐阜県県道に設ける案内標識等の寸法を定める条例

(平成二十四年十月二日岐阜県条例第六十六号)

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十五条第三項の規定に基づき、県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。以下「案内標識等」という。)の寸法を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号。以下「令」という。)の例による。

(案内標識等の寸法)

第三条 案内標識等の寸法は、令別表第二に規定する案内標識等の寸法に準じて規則で定める。

- 2 前項の場合において、日本字に併せて表示するローマ字の大きさが、令別表第二において当該日本字の大きさの十分の七を超えない値とされているときは、これを十分の七の値として定めるものとする。

附則

- 1 この条例は、平成二十四年十一月一日から施行し、同日以後に設置する案内標識等から適用する。
- 2 この条例の施行の際現に設置している案内標識等の寸法については、なお従前の例による。ただし、当該案内標識等を修繕する場合においては、その修繕の内容及び程度に応じて、この条例に規定する寸法に適合するよう努めるものとする